

【令和7年度 政策・調整会議】

件 名：第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（素案）の策定について

日 時：令和7年11月11日（火）9：10～9：15

場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

本市の社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条に基づいて行動計画を策定し、市における子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため。

●付議概要

国の動向やこれまでの本市の取組の成果を踏まえながら、条例第36条に基づき、「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（素案）を策定する。

〈案〉

1 計画の策定にあたって（第1章）

川崎市子どもの権利委員会からの答申（令和7年4月）や行動計画に対する意見（令和7年8月）の他、社会状況の変化や「こども基本法」「こども大綱」の制定などの社会的背景も踏まえて案を作成した。

計画期間：令和8年度～令和11年度

2 これまでの取組の成果と課題（第2章）

- これまで第1次から第7次までの行動計画を策定し、3つの基本目標を掲げて子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきた。
- 子どもの権利に関する条例の認知度は、子ども49.0%、大人33.1%となっており、いずれも、前回調査（令和4年度）より低下した。
- 少子化が進行する一方で、不登校児童・生徒数や児童虐待相談・通告件数等は増加傾向にある。

3 重点的取組

社会状況の変化や子どもの権利をめぐる課題、子どもの権利委員会の意見を踏まえ、3つの重点的取組を位置づけ、施策の連携を図りながら取組を推進する。

重点1：子どもの権利の普及・啓発

重点2：子どもの意見表明を支援する取組

重点3：子どもの居場所づくり

●結論

案のとおり了承。